

提 起 ウ

協定項目 1 4 使用料・手数料等の取扱いについて（その 1）

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 1 月 3 0 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

使用料・手数料等の取扱いについて（その 1）

使用料・手数料等については、別紙のとおり調整する。

使用料・手数料(その1) 【保育料】

(単位:円)

			現 況										調整方針								
国区分	階 層 区 分	国基準	富山市		大沢野町		大山町		八尾町		錦中町			山田村		細入村					
3 歳 未 満 児	第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料については、国の基準と同じ7階層区分とし、国の徴収基準額の概ね75%水準とする。ただし、平成17年度から平成21年度までの5か年度については、経過措置を設け、毎年旧市町村が管轄していた保育所群を単位として保育料を定め、段階的に調整するものとし、平成22年度に統一した保育料とする。なお、所得税等に基づく毎年の保育料階層区分の認定は、合併時から7月とする。					
	第2	市町村民税非課税世帯 母子、父子世帯 その他の世帯	9,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	第3	市町村民税課税世帯	均等割のみ	19,500	9,200 (47.2%)	11,000 (56.4%)	12,000 (61.5%)	12,000 (61.5%)	12,000 (61.5%)	9,600 (49.2%)	10,000 (51.3%)	12,000 (61.5%)									
			所得割5,000円未満 所得割5,000円以上		10,800 (55.4%) 12,000 (61.5%)					14,300 (73.3%) 15,800 (81.0%)											
	第4	所得税課税世帯	3,000円未満	30,000	17,500 (58.3%)	22,600 (75.3%)	19,700 (65.7%)	22,000 (73.3%)	17,000 (56.7%)	25,000 (83.3%)	16,000 (53.3%)	21,000 (70.0%)									
			3,000円以上 10,000円未満																		
			10,000円以上 13,600円未満																		
			13,600円以上 15,000円未満																		
			15,000円以上 30,000円未満																		
			30,000円以上 40,000円未満																		
	第5	所得税課税世帯	40,000円以上 64,000円未満	44,500	26,500 (88.3%)	33,400 (75.1%)	28,400 (86.8%)	28,300 (63.6%)	34,000 (76.4%)	43,000 (96.6%)	22,000 (49.4%)	30,000 (67.4%)									
			64,000円以上 88,000円未満																		
			88,000円以上 90,000円未満																		
			90,000円以上 112,000円未満																		
			112,000円以上 120,000円未満																		
	第6	所得税課税世帯	120,000円以上 136,000円未満	61,000	39,000 (87.6%)	43,000 (70.5%)	37,800 (84.9%)	30,200 (49.5%)	47,000 (77.0%)	48,000 (78.7%)	27,000 (44.3%)	37,000 (60.7%)									
			136,000円以上 160,000円未満																		
			160,000円以上 180,000円未満																		
			180,000円以上 184,000円未満																		
			184,000円以上 210,000円未満																		
			210,000円以上 240,000円未満																		
第7	408,000円以上	80,000	53,600 (67.0%)	44,000 (55.0%)	52,800 (66.0%)	30,300 (37.9%)	50,000 (62.5%)	30,000 (37.5%)	44,000 (55.0%)												
3 歳 以 上 児	第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料については、国の基準と同じ7階層区分とし、国の徴収基準額の概ね75%水準とする。ただし、平成17年度から平成21年度までの5か年度については、経過措置を設け、毎年旧市町村が管轄していた保育所群を単位として保育料を定め、段階的に調整するものとし、平成22年度に統一した保育料とする。なお、所得税等に基づく毎年の保育料階層区分の認定は、合併時から7月とする。						
	第2	市町村民税非課税世帯 母子、父子世帯 その他の世帯	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	第3	市町村民税課税世帯	均等割のみ	16,500	7,500 (45.5%)	9,000 (54.5%)	10,400 (63.0%)	10,000 (60.6%)	7,000 (42.4%)	8,000 (48.5%)	10,000 (60.6%)										
			所得割5,000円未満 所得割5,000円以上		9,500 (57.6%) 10,700 (64.8%)					11,900 (72.1%) 13,500 (81.8%)											
	第4	所得税課税世帯	3,000円未満	27,000	15,500 (57.4%)	20,400 (75.6%)	17,400 (64.4%)	20,000 (74.1%)	14,000 (51.9%)	21,000 (77.8%)	11,500 (42.6%)	18,000 (66.7%)									
			3,000円以上 10,000円未満																		
			10,000円以上 13,600円未満																		
			13,600円以上 15,000円未満																		
			15,000円以上 30,000円未満																		
			30,000円以上 40,000円未満																		
	第5	所得税課税世帯	40,000円以上 64,000円未満	41,500	23,700 (87.8%)	28,000 (67.5%)	24,300 (90.0%)	25,800 (62.2%)	25,000 (60.2%)	26,000 (62.7%)	16,000 (38.6%)	26,000 (62.7%)									
			64,000円以上 88,000円未満																		
			88,000円以上 90,000円未満																		
			90,000円以上 112,000円未満																		
			112,000円以上 120,000円未満																		
	第6	所得税課税世帯	120,000円以上 136,000円未満	58,000	31,500 (75.9%)	29,000 (50.0%)	32,000 (77.1%)	27,500 (47.4%)	26,000 (62.7%)	28,000 (48.3%)	21,000 (36.2%)	28,000 (48.3%)									
			136,000円以上 160,000円未満																		
			160,000円以上 180,000円未満																		
			180,000円以上 184,000円未満																		
			184,000円以上 210,000円未満																		
			210,000円以上 240,000円未満																		
第7	408,000円以上	77,000	31,500 (40.9%)	29,000 (37.7%)	38,100 (49.5%)	27,600 (35.8%)	29,000 (37.7%)	26,000 (33.8%)	30,000 (39.0%)												
階層区分数			7階層	15階層	7階層	17階層	7階層	10階層	7階層	7階層	7階層										
国徴収基準に対する市町村の徴収割合(平成14年度決算ベース)				74.9%	70.6%	76.5%	66.1%	70.2%	37.7%	52.8%											
" (上記割合に多子世帯減額分相当5%を加えた割合)				79.9%	75.6%	81.5%	71.1%	75.2%	42.7%	57.8%											
所得税等に基づく保育料階層区分認定月				7月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月										

使用料・手数料（その1） 【上下水道事業の料金等】

①水道・簡易水道使用料

		現 況							調整方針								
		富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村									
水道	料金体系	口径別、基本料金+従量制	口径別、基本料金+従量制	口径別、基本料金+従量制	口径別、基本料金+従量制	口径別、基本料金+従量制	無	無	合併時に水道使用料と簡易水道使用料の統一を図り、富山市の料金体系を基本に一元化するものとする。 なお、富山市の料金表で設定されていない口径30mmの基本料金は、1,040円とし、超過料金は口径25mmに準ずるものとする。 ただし、大沢野町及び山田村の簡易水道等利用者の一部については、合併後も現在の料金体系を適用し、できるだけ早く一元化に努めるものとする。 また、上記ただし書きを除く加入者で、新市料金が旧町村料金を超える場合は、平成17年度から平成19年度までの3か年度については、段階的不均一料金を適用するものとする。								
	基本水量	一定 10m ³	口径別 10m ³ ~200m ³	口径別 10m ³ ~300m ³	口径別 10m ³ ~70m ³	口径別 10m ³ ~300m ³	—	—									
	超過料金体系	逓増制	定額制	定額制	逓増制	定額制	—	—									
簡易水道	料金体系	無	地域によって、定額制と、基本料金+従量制がある。	水道と同じ	水道と同じ	水道と同じ	口径別、基本料金+従量制（一部地域、定額制）	口径別、基本料金+従量制	また、上記ただし書きを除く加入者で、新市料金が旧町村料金を超える場合は、平成17年度から平成19年度までの3か年度については、段階的不均一料金を適用するものとする。								
	基本水量	—	定額 —	一定 10m ³	口径別 10m ³ ~300m ³	口径別 10m ³ ~70m ³	口径別 10m ³ ~300m ³	定額 —		口径別 7m ³ ~35m ³	一定 10m ³						
	超過料金体系	—	—	定額制	定額制	逓増制	定額制	—		定額制							
水道・簡易水道	普及率	98.6%	94.8%	99.6%	93.9%	91.1%	97.6%	99.9%	※1 水道・簡易水道の月額料金は、一般家庭用口径20mmで、一か月30m ³ 使用で比較。メーター使用料は含まない。税抜き金額。 ※2 大沢野町の簡易水道料金、一か月30m ³ 使用。地域により料金が異なる。（税込み） 山田村の小規模水道利用は定額。（税込み）								
	月額料金 ※1	3,020円	3,334円	4,050円	4,800円	4,510円	7,258円	6,660円									
		<p>※2 (1,300円~2,350円)</p> <p>※2 (1,300円)</p>							<p>〔新市の給水条例により計算した水道料金が、従前の料金を上回る場合は、当該上回る額に対して次の減免率を乗じて得た額を差し引くものとする。〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	減免率	平成17年度	60%	平成18年度	40%	平成19年度	20%
年 度	減免率																
平成17年度	60%																
平成18年度	40%																
平成19年度	20%																

使用料・手数料（その1） 【上下水道事業の料金等】

				現 況							調整方針	
				富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村		
水道・簡易水道 メーター使用料 大沢野町及び山 田村「谷地区」の 簡易水道等メー ター使用料を除く	メーター 使用料 (円) 【税込み】	口径	13mm		150	115	105		100		合併時に無料とす る。	
			20mm		190	252	210		200			
			25mm		260	304	252		-			
			30mm		350	420	-		400			
			40mm		490	567	494		600			
			50mm		890	2,394	2,100		1,000			
			75mm		1,230	3,780	2,940		-			
			100mm		-	3,990	3,780		-			
水道・簡易水道 加入金及び設計審 査・工事検査手数 料	水道 加入金 (円) 【税込み】	口径	13mm	31,500	140,000	52,500	52,500	52,500	200,000	52,500	水道（簡易水道）加 入金及び設計審査・ 工事検査手数料につ いては、合併時に富 山市の体系を基本に 一元化する。 ただし、富山市の水 道加入金で設定され ていない口径30mmに ついては、189,000円 （税込み）とし、工 事検査手数料につい ては、2,000円とす る。	
			20mm	47,250	165,000	73,500	105,000	105,000	400,000	105,000		
			25mm	126,000	185,000	126,000	157,500	168,000	-	157,500		
			30mm	-	220,000	189,000	-	241,500	600,000	315,000		
			40mm	420,000	280,000	262,500	420,000	420,000	800,000	420,000		
			50mm	630,000	320,000	420,000	735,000	661,500	1,000,000	735,000		
			75mm	1,470,000	-	630,000	1,050,000	1,480,500	-	-		
			100mm	3,118,500	-	-	2,100,000	3,937,500	-	-		
	150mm	8,662,500	-	-	-	-	-	-				
	設計審査手数料 (円)		1件 500	該当なし	該当なし	設計額の1.5%	13～40mm 2,625 50mm～ 3,675	工事検査手数料と 同様(実際未徴収)	該当なし			
	工事検査 手数料 (円)	口径	13mm	800	1件 200 給水栓1個 50	該当なし	1件 250 給水栓1個 100	該当なし	20mm以下	600		工事費の1/10(最 低200円)、流末 検査1件200円、給 水栓1個50円加算 (実際未徴収)
			20mm	1,500					2,000			
			25mm	1,500					3,000			
30mm			-	5,000								
40mm			2,000	-								
50mm			2,000	-								
75mm～	3,000	-										

水道（簡易水道）料金比較表

用途	口径			富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
一般用	13mm	基本料金(円)		820	1,100	1,050	1,300	1,310	1,700	1,540
		基本水量(m)		10	10	10	10	10	7	10
		超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	96			140		
	21~50			116	120	150	180	140	190	140
	51~			139			200			
	20mm	基本料金(円)		900	1,100	1,050	3,000	1,710	4,100	3,860
		基本水量(m)		10	10	10	20	10	14	10
		超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	96			-		
	21~50			116	120	150	180	140	220	140
	51~70			139			200			
	25mm	基本料金(円)		970	2,500	2,500	5,000	4,280		7,720
		基本水量(m)		10	20	20	30	20		10
		超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	116	-	-	-	-	-
	21~50			139						140
	51~80			179	140	180	180	140		
	30mm	基本料金(円)			5,000	3,900		8,250	7,000	15,450
		基本水量(m)			30	30		30	21	10
		超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	-	-	-	-	-	-
	21~50			160	180	180	160	260	140	
	51~									
	40mm	基本料金(円)		1,110	9,000	7,000	13,700	14,010	10,000	23,170
		基本水量(m)		10	50	50	40	50	28	10
		超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	116	-	-	-	-	-
	21~50			139			180			
51~90	179			160	200	200	160	290	140	
50mm	基本料金(円)		2,780	25,000	15,000	20,300	23,760	13,300	38,620	
	基本水量(m)		10	100	100	50	80	35	10	
	超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	116	-	-	-	-	-	-
21~50			139							
51~100			179	160	200	200	160	320	140	
75mm	基本料金(円)		3,240	50,000	32,000	46,500	56,130			
	基本水量(m)		10	200	200	60	180			
	超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	116	-	-	-	-	-	-
21~50			139							
51~110			179			180				
100mm	基本料金(円)		4,170		51,000	75,200	93,220			
	基本水量(m)		10		300	70	300			
	超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	116	-	-	-	-	-	-
21~50			139							
51~120			179			180				
150mm	基本料金(円)		8,340							
	基本水量(m)		10							
	超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	116						
21~50			139							
51~			179							
200mm	基本料金(円)		13,900							
	基本水量(m)		10							
	超過料金 1㎡当り(円)	超過 水量 (㎡)	11~20	116						
21~50			139							
51~			179							

※大沢野町及び山田村「谷地区」の簡易水道等料金を除く。 【税抜き】(大沢野町及び山田村は税込み金額)

使用料・手数料（その1） 【上下水道事業の料金等】

大沢野町・山田村簡易水道等における水道料金等

(税込み)

町村名	簡易水道名称	給水区域内人口(人)	給水対象戸数(戸)	給水開始 年 月 日	料金体系	基本料金(円)	基本水量(m ³)	超過料金(円) 【1m ³ 当り】	メーター使用料(円)	
									口径 13mm	口径 20mm
大沢野町	猪谷南部	53	27	S42. 4. 1	定額制	1,300	—	—	—	—
	吉野	32	12	S44. 4. 1	定額制	1,300	—	—	—	—
	猪谷北部	51	24	S49. 4. 1	定額制	1,300	—	—	—	—
	寺津	45	17	S43. 4. 1	従量制	920	10	45	80	120
	布尻	90	36	S57.12. 1	従量制	750	10	80	80	120
	町長	130	29	S59.12. 1	従量制	750	10	80	80	120
	舟渡	46	19	S55.12. 1	従量制	750	10	80	80	120
	小糸・伏木	66	22	S62.12. 1	従量制	750	10	80	80	120
	計	513	186							
山田村	谷	8	6	S50. 4. 1	定額制	1,300	—	—	—	—
合 計		521	192							

使用料・手数料（その1） 【上下水道事業の料金等】

		現 況							調整方針		
		富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村			
下水道使用料	会計区分	企業会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	未供用	現行のとおり、各市町村の料金体系を引き継ぐものとする。 なお、数年後に適正な原価計算を基に下水道使用料の統一を図るものとする。	
	料金体系	基本料金+従量制	基本料金+従量制	基本料金+従量制	基本料金+従量制	基本料金+従量制	基本料金+従量制	定額料金+人員制			
	基本汚水量	有 (10㎡)	—	有 (10㎡)	有 (10㎡)	有 (10㎡)	有 (10㎡)	—			
	超過料金体系	逓増制	定額制	逓増制	逓増制	逓増制	逓増制	—			
	普及率	85.3%	64.3%	92.2%	32.0%	33.1%	70.3%	—			
	月額料金 ※1	3,440円	4,600円	4,550円	4,500円	4,800円	3,360円	—			
	※1 下水道の月額料金は、一般家庭・一か月30㎡使用で比較。税抜き金額。 山田村については、3人家族で積算										
種別	一般汚水	基本汚水量(㎡)	10	—	10	10	10	—			
		基本料金(円)	920	1,000	1,350	1,500	1,600	2,100			
		超過料金 1㎡当り (円)	0~10	—	120	—	—	—	—	人数割 420円/1人	
			11~30	126	120	160	150	160			
			31~50	173	120	170	160	160			
			51~100	229	120	210	160	180			
			101~500	252	120	210	160	180			
	501~	270	120	210	160	180					
	公衆浴場汚水	基本汚水量(㎡)	100	—	100	—	—	—			
		基本料金(円)	1,500	定額 20,000	4,200	定額 20,000	定額 20,000	—			
	事業所 ① 事業所 ② 宿泊施設 医療施設等 地区 集会場	超過料金 1㎡当り(円)	15	—	80	—	—	—			
		基本料金(円)						定額 5,200			
		超過料金(円)						従業員×420			
		基本料金(円)						定額 3,100			
		超過料金(円)						従業員×420			
		基本料金(円)						定額 20,600			
		超過料金(円)						収容定員×1/3×420			
		基本料金(円)						定額 20,600			
		超過料金(円)						収容定員×420			
		基本料金(円)						定額 2,100			
超過料金(円)						—					
⑤受益者負担金の取り扱い		総事業費の2/9を負担額として面積割	均等割	均等割(用途別)	面積割	均等割	均等割(用途別)			現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後も、現制度をそれぞれの地区に適用するものとする。	
		・単位負担金 第1負担区 94円/㎡ 第2負担区 254円/㎡ 第3負担区 116円/㎡ 第4負担区 419円/㎡ 第5負担区 415円/㎡ 第6負担区 440円/㎡ 第7負担区 460円/㎡ 第8負担区 460円/㎡ 第9負担区 490円/㎡	・1戸当り 200,000円	公共下水道区域 ・一般住宅 100,000円(3,500㎡未満)、110,000円(3,500㎡以上) ・一般住宅以外 130,000円~ 特環公共下水道区域 ・一般住宅 200,000円(3,500㎡未満)、220,000円(3,500㎡以上) ・一般住宅以外 260,000円~	・汚水源のある宅 地：120,000円+面積割 300円/㎡ ・汚水源のない宅 地：面積割 300円/㎡	・一般住宅 350,000円 ・一般住宅以外 450,000円(3,000㎡未満) ・一般住宅以外 500,000円(3,000㎡以上)	・一般家庭 250,000円(後日加入 300,000円) ・事業所 300,000円 ・宿泊施設 300,000円(50人未満)、500,000円(100人未満)、800,000円(100人以上) ・医療施設等 500,000円				

※大沢野町及び山田村は、全て税込金額